

平成29年3月3日 開 会
平成29年3月17日 閉 会
平成29年3月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成29年第1回(3月)川南町議会定例会会期表〔15日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	3月3日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	3月4日	土	休会
第3日	3月5日	日	休会
第4日	3月6日	月	議案熟読
第5日	3月7日	火	本会議(一般質問 :6人)
第6日	3月8日	水	本会議(補正予算関連議案質疑・委員会付託)、委員会
第7日	3月9日	木	委員会
第8日	3月10日	金	本会議(補正予算関連委員長報告・討論・採決・新年度予算他議案質疑・委員会付託) 委員会
第9日	3月11日	土	休会
第10日	3月12日	日	休会
第11日	3月13日	月	委員会
第12日	3月14日	火	委員会
第13日	3月15日	水	委員会
第14日	3月16日	木	委員会
第15日	3月17日	金	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (3月3日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	4
開 会	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	5
町政運営方針について	5
報告第1号 専決処分の承認を求めるについて(平成28年度 川南町一般会計補正予算第5号)	8
監査報告第1号(監査請求に関する報告について)	9
議案上程・提案理由説明(議案第 1号～第12号)	17
議案上程・提案理由説明(議案第13号～第19号)	19
議案上程・提案理由説明(議案第20号～第30号)	25
諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について	36
散 会	36

第2号 (3月7日)

本日の会議に付した事件	37
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	38
開 会	39
一般質問	39
1 徳弘 美津子	39
2 蓑原 敏朗	54
3 内藤 逸子	63
4 福岡 仲次	77
5 児玉 助壽	83
6 竹本 修	91
散 会	97

第3号 (3月8日)

本日の会議に付した事件	98
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	99
開 会	100
議案質疑・委員会付託(議案第12号)	100
議案質疑・委員会付託(議案第13号)	104
議案質疑・委員会付託(議案第14号～議案第19)	111
諮問第 1号 (人権擁護委員の推薦)	113
散 会	114

第4号 (3月10日)

本日の会議に付した事件	115
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	117
開 会	118
委員長報告・討論・採決(議案12号)	118
委員長報告・討論・採決(議案第13号)	119
委員長報告・討論・採決(議案第14号～第19号)	120
議案質疑・委員会付託(議案第 1号・第 2号)	124
議案質疑・委員会付託(議案第 3号～第 7号)	126
議案質疑・委員会付託(議案第 8号～議案第11号)	127
議案質疑・委員会付託(議案第20号)	130
議案質疑・委員会付託(議案第21号)	140
議案質疑・委員会付託(議案第22号～第28号)	141
議案質疑・委員会付託(議案第29号・第30号)	142
散 会	142

第5号 (3月17日)

本日の会議に付した事件	143
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	145
開 会	146
委員長報告・討論・採決(議案第 1号～第11号)	146
委員長報告・討論・採決(議案第20号～第30号)	153
発議第 1号(川南町議会基本条例の制定)	167
発議第 2号(適正な事務取扱い及び予算執行を求める決議)	168
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	168
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	169
閉 会	169

川南町告示 8号

平成29年第1回(3月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月28日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 平成29年3月3日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

平成29年第1回(3月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成29年3月3日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年3月3日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(税田 榮 ・ 福岡 仲次) |
| 日程第4 | 町政運営方針について |
| 日程第5 | 報告第 1号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第6 | 監査報告
第 1号 監査請求に関する報告について |
| 日程第7 | 議案第 1号 川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例を定めるについて |
| 日程第8 | 議案第 2号 川南町別館条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 3号 川南町特定個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 4号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 5号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 6号 川南町公共施設等整備基金条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 7号 川南町税条例等の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 8号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 9号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 10号 川南町営牧野条例の廃止について |

- 日程第17 議案第 11号 火葬等の事務委託の廃止について
- 日程第18 議案第 12号 財産（土地及び建物）の取得について
- 日程第19 議案第 13号 平成28年度川南町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第 14号 平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第 15号 平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第 16号 平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第 17号 平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第 18号 平成28年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第 19号 平成28年度川南町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第 20号 平成29年度川南町一般会計予算
- 日程第27 議案第 21号 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第 22号 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第 23号 平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第 24号 平成29年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第 25号 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第32 議案第 26号 平成29年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第 27号 平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第 28号 平成29年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第35 議案第 29号 平成29年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第36 議案第 30号 平成29年度川南町水道事業会計予算
- 日程第37 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長日高 昭彦 君	副町長清藤 荘八 君
教育長木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長日高 裕嗣 君
総務課長押川 義光 君	まちづくり課長米田 政彦 君
産業推進課長山本 博 君	農地課長新倉 好雄 君
建設課長吉田 喜久吉 君	環境水道課長大山 幸男 君
町民健康課長橋口 幹夫 君	教育課長大塚 祥一 君
福祉課長篠原 浩 君	税務課長三角 博志 君
代表監査委員谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。ただ今から平成29年、第1回川南町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。さる2月16日宮崎市において宮崎県町村議会議長会定期総会が開催され、平成29年度宮崎県町村議会議長会事業計画並びに予算等について、原案のとおり決定されましたので報告します。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から17日までの15日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から17日までの15日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、税田榮君及び福岡仲次君を指名します。

日程第4、町政運営方針について、町長から町政運営方針について所信表明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。それでは町政運営方針を申し上げます。

本日、ここに平成29年第1回川南町議会定例会の開会にあたり、町政運営に対する私の所信を申し上げます。

町長に就任し、はや2期7年目を迎えようとしております。

この間、議員各位をはじめ町民の皆様に深い御理解と御協力を賜り、町政運営に当たらせていただいていることに深く感謝申し上げます。昨年を振り返りますと、世界的には激動の一年ではなかったかと思えます。イギリスのEU離脱、トランプアメリカ大統領の誕生に伴う世界的な影響や、北朝鮮の挑発的な行動等決して対岸の火事ではないような状況であります。日本はと申しますと、着実に経済を立て直すべき様々な政策が講じられておりますが、地方に暮らす私たちにはまだまだその効果が実感できていないのが現状であります。

「地方創生」の名の下、都市圏から地方圏への人の流れを図るべく各種施策もこれから

が本番といったところです。このような状況の中、本町におきましても昨年度「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。今後の長期的な人口の動向を踏まえ、未来の町のあるべき姿を想像し、その礎となるべき基本的方向性を示す計画であります。その根幹をなすものは人であると考えております。

ここ川南町には、どこにも負けない人の繋がり、「絆」があります。若者主体で開催しております「フェスティバルINトロントロン」が30回の記念大会を迎えることができました。また、昨年10月には、日本一の規模を誇ります本町の軽トラ市を会場とした「全国軽トラサミットINかわみなみ」が盛大に開催されたことは記憶に新しいことと思います。

このように、本町の誇れる行事・大会等は全て町民皆様方の御協力の下に成り立っていること、また、このような催しを通じて結束を強めることが地方を強くする源であると私は考えております。

引き続き、ここ川南の地を情報発信すべく町政に邁進してまいり所存であります。

次に主要施策でございます。国は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため法律の整備を行いました。

これを受けて、本町でも「川南町人口ビジョン／まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成28年度から着手したところであります。この取組を更に強力に推進していくため、平成29年4月より組織の一部を見直し、総務課に地方創生推進室人口対策係を設け、特に課題であります少子化・子育て対策について積極的に取り組んでまいります。

また、本年度の新たな取組として、地域コミュニティの拠点であります各地域集会施設の新規建設、補修・改修事業に対する補助をはじめ、年々拡大しつつあります有害鳥獣被害に対する対策事業、外部委託を余儀なくされています乳用牛の育成に対する助成事業、盗難等の被害が相次ぐ漁協荷揚場の防犯カメラ設置事業、新たに商工業を始めようとする方々への商工業創業者支援事業、民間発想を取り入れた商店街トイレ改修事業等を実施してまいります。

さらに、昨年から実施しています農家の後継者対策としての農業担い手確保対策事業、更新時期を迎えています施設園芸用ハウスの新設・増設・更新のための施設園芸用ハウス設置整備事業を本年度も引き続き継続してまいります。

口蹄疫からの第2次復興計画を終了した畜産に関しては、特定疾病清浄化事業及び母牛導入・更新のための繁殖牛導入関係事業を継続いたしました。

また、災害対策として、自治公民館単位で設置いたします防災倉庫設置工事、伊倉・浪掛・高下方面の方々が深夜の津波災害発生時でも避難が容易にできるようにするための避難誘導灯設置工事、災害時の避難場所となる各小学校屋内運動場洋式トイレ設置工事、災害発

生時の情報伝達手段としての防災行政無線更新工事実施設計書作成業務委託料を新たに予算化したしました。

教育関係では、各小学校プール塗装工事、国光原中学校屋内運動場防水工事や建設後17年を経過した文化ホールの舞台照明設備更新工事を新たに行うとともに、新しい手法を取り入れた国光原中学校屋内運動場LED照明賃借料に関する予算及び昨年から特に力を傾注しています教育関連ICT機器に関する費用を計上しました。また、専門家の間で西日本最大級の宝と言われていています川南湿原について保全活動を更に進めるとともに、平成30年度に串間市と共同開催をする全国草原サミット成功に向けて積極的に取り組んでまいります。

健康づくりに関しましては、特定検診受診率の向上対策として昨年からはじめています事業所との協働をさらに進め、がん等の早期発見検診を行うための工夫を凝らした広報啓発活動を展開してまいります。

三つ目は、特に強化すべき事業。昨年、本町が地方創生として掲げた三つの視点のうち施策目標1「地域を繋げ、人を繋げ、心豊かに暮らせるまちづくり」の施策として、文化ホールから駅までを繋ぐコミュニティバスの試験運行を行いました。当初は、学生中心としていましたが、徐々に一般の方々の利用が出てまいりましたので、今年度も続けながら将来は地域の拠点や町の中心部、駅を繋げる公共の足としての活用を図りたいと考えます。

学校再編の問題につきましては、昨年からはじめに掛けて生徒を持つ保護者の方々をはじめ多くの意見を頂きました。このことを踏まえ、今後教育委員の方々からの意見も交えて最終的な方針を打ち出していきたいと考えます。その結果、再編を行う場合は、説明会を通じて広く町民の方々に理解をいただけるよう努力してまいります。

人の流れをつくり出す取組として、昨年国土交通省より募集があり平成28年6月に国の支援が決定しています「川南パーキングエリアを活用した地域の活性化」「地域の元気発信の場としての活用」について引き続き国土交通省及び関係機関と綿密な打ち合わせを行い連携して具現化してまいります。

施策目標2は、「生まれ、育ち、かわみなみを想うひとづくり」の施策として、川南で生まれ、育ち、川南を離れた方々の徹底した調査分析に基づく施策の実施を行うとともに、住民が安心して暮らせるための福祉の充実を図ることを目的とした、総合福祉センター建設構想をより具体的に取り組みます。

施策目標3は、「住みながら、楽しみながら、夢が持てる仕事づくり」として、昨年より進めています企業立地を完結させるとともに、今ある仕事と就きたい仕事のミスマッチを少しでも解消することを目的とした調査分析を行い、ニーズに合わせた企業誘致についても検討していきます。

川南町の基幹産業であります農業の担い手育成の場づくりとして進めている園芸施設等のトレーニングハウス設置事業について、尾鈴農業協同組合をはじめ関係する方々と十分協

議を行い早期の実現に向けて積極的に進めてまいります。あわせて、牧場の活用による担い手育成にも努めてまいります。

最後に、本年度も多種多様な事業に取り組んでまいります。実行する上で大事なことは、まず役場職員の意識改革であると考えます。町長就任当初から意識改革のための様々な取組を行ってまいりました。その種が少しずつ目を出しつつあるように思えます。小グループ単位で時間外に討論会を行ったり、プレゼンテーションを行うなど目に見えて以前とは変わってきています。この職員の意識変革こそ今後迫りくる多くの難題に立ち向かう原動力になります。今後とも種をまき続けるとともに、改善すべきは改善し将来に向けて多くの研修等を通じて職員の資質向上に取り組んでまいります。

現在、喫緊の最重要課題として人口対策があります。この問題解決のためあらゆる手段、手法を用いる覚悟ですが、私や役場職員だけで解決できるものではありません。議員各位をはじめ、全町民一丸となって初めて成す事のできる問題であろうと思います。これからも先頭に立ち、誠心誠意努力してまいりますので、御理解御協力をお願いいたします。

町長就任から一貫して川南町発展のため自ら考え、自ら律し、自分の力で道を切り開く「自立自走」の精神を唱えてまいりました。これからも町民一人一人の方々がその精神を礎とし、共に創り上げる川南町となることを希求しています。

議員各位におかれましては、町政運営に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。

以上で、町政運営方針について所信とさせていただきます。

○議長（川上 昇君） 以上で、町政運営方針について所信表明を終わります。日程第5、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成28年度川南町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。内容に関しましては、平成28年12月19日本町において発生いたしました、高病原性鳥インフルエンザに対応するため、人件費及び川南町自衛防疫推進協議会に対する補助を行うことを目的として、川南町一般会計補正予算（第5号）を調製し、執行したものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、専決処分の承認を求めるについて（平成28年度川南町一般会計補正予算（第5号））の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第1号専決処分の承認を求めるについて（平成28年度川南町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、監査報告第1号監査請求に関する報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 平成28年11月8日付け、地方自治法第98条第2項の規定による監査請求について、お手元の報告書に基づいてその結果を報告します。

1、請求内容の概略、平成27年度に執行した「川南町運動公園弓道場雨天対応設備工事（撤去作業等を含む）」において、町に損害を与えた違法・不当な公金の支出について。2、監査対象事項、（1）当該設置工事で支出した原材料費の支出（損失）について、（2）違法な建築物への設置及び解体工事に関与した職員の人件費の支出（損失）について、（3）上記（2）の関係工事等に要した町の重機等の使用料等の支出（損失）について、（4）監査請求事項に係る事務執行について。3、監査手法、手法におきましては（1）から（5）に記載のとおりであります。4、監査結果の概略。本件の監査請求に係る審査にあたり上記のとおり町長、副町長、教育長、総務課長、当時の教育課長並びに教育課技術員に財務及び事務に関する執行並びに経営に係る事業の管理監査の観点からヒアリングを実施いたしました。また、再利用可能とする原材料について教育長、担当課長立会いの下、技術員の説明を受け詳細に確認を行いました。審査の結果、執行部が行った建築物への設置及び解体工事に支出した原材料費の事務処理については、「地方自治法第2条第16項の法令に違反した事務処理の禁止」の定め反していると判断をいたしました。以下項目別に審査意見を述べたいと思います。（1）当該設置工事で支出した原材料費の支出（損失）について、

まず、執行部が主張する再利用可能な原材料の価格（約31万円）は、購入時単価で積算している。また、一部切断、加工している材料もある。一度使用した原材料の毀損額の算定は、中古品等の売買にもみられるように契約者相互に決定されるものであり、その算定は様々ではありません。そういう観点から勘案すれば再利用可能な原材料の正確な評価算定は困難であると考えます。

次に、地方自治法第220条において規定しているとおり、普通地方公共団体は予算の目的に従いそれを執行しなければならない。また、同法施行令は当該目節に従い予算の執行をすることとある。このことは総予算が国民、町民の税金によるものであり、予算執行の厳格性を強く求めているものであると考える。そのことから現時点では再利用可能な材料の利用も限定的であると考えます。

さらに川南町財務規則、第165条並びに第167条（所属年度及び繰越し）のなかには原材料は含まれておらず、「原材料費」は通常年度内に執行される科目と解しております。原材料を消費し完成した建築物は、通常いずれかの台帳に記載し管理すると思いますが、今回の場合は建築物が完成したもののその後に滅失したものであり、その施設簿価はゼロとなっております存在しない施設であります。そう考えれば建築の過程で原材料は消費したものと考えると思います。

以上のことから、再利用可能な原材料の積算及び当該執行済原材料費からの安易な減額は、正確性に欠けると言わざるを得ません。

しかしながら利用可能な原材料が存在することは事実であり、当初の目的であった保健体育施設への再利用が望ましいと考えます。

（2）違法な建築物への設置及び解体工事に関与した職員の人件費の支出（損失）について。

まず、「機会費用」の考え方に立てばその選択肢もありますが、現時点で、当該事業を要因とする新たな出費や通年事業への具体的な実損項目は確認できず、当該事業に従事した期間は結果的に不経済な支出となったが、歳出予算の人件費の範疇であり、当該事象が発生しなかった場合の期待できる効果のみで損失の事実があるとは言えないと考えます。

（3）上記（2）の関係工事等に要した町の重機等の使用料等の支出（損失）について。上記（2）と同じく「機会費用」の考え方もあるが、現時点で、当該事業を要因とする重機等の使用について新たな出費や通年事業への具体的な実損項目は確認できず、当該事業への重機等の使用は結果的に不経済な支出となったが、歳出予算の消耗品費の範疇であり、当該事象が発生しなかった場合の期待できる効果のみで損失の事実があるとは言えないと考えます。

（4）監査請求に係る事務執行について。はじめに、当該事業については、都市計画法、建築基準法に抵触しており、執行部が承認している通り「地方自治法第2条第16項の法令に

違反した事務処理の禁止」の定めを反していると判断をいたします。また、費用を消費し目的物を完成できなかったことについては、結果的に「地方自治法第2条第14項の住民福祉の増進を目的とした事務処理」や「地方財政法第4条、その目的を達成するための必要且つ最少の限度を超えて、これを支出してはならない」の定めを反し、不経済な支出を行ったと考える。

次に、当該事業の原材料の購入については予算の範囲で行われ、支出事務についても事務規則に従い会計年度内に処理されており、地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）並びに同第210条（歳入歳出予算の編入）の定めを反する事実はないものと判断をいたしました。

管理者の責任については、事業計画時において簡易な建物として認識していたため設計図等もなく法的確認なしに執行したものであります。そのことについて悪意はなく、また、管理者が故意に近い著しい注意欠如の状態であったとは言えず「重大な過失」があったとは言えないと考えます。

しかしながら管理者に民法第400条に由来する善管注意義務について十分に義務を果たしたとは言えないと考えます。

最後に「隠ぺい」についてであるが、普通地方公共団体は営利目的でなく、言わば公益目的の事業体であり、その事業計画は予算・歳入・歳出すべてに議会の議決を経ていきます。当該費用は平成27年度川南町歳入歳出決算書の10款教育費、5項保健体育費の2目保健体育施設費16節原材料費として、472,323円の支出が記載されており、隠ぺいの実事はないものと判断をいたします。しかしながら、今回の請求事件が結果的に住民の投書により発覚したことは、住民目線と執行部目線に乖離があることは否めない事実であると考えます。現状の「報告・連絡・相談体制」に形骸化がみられ早急な改善が求められると考えます。

5、意見。まず、今回の事態（決算不認定・監査請求）が住民を代表する町議会において全会一致で決定したこと、また、本町においてこのような事態は前代未聞であること、さらには宮崎日日新聞の記事掲載による町政への信頼低下や川南ブランドへの影響など、執行部は厳粛に受け止めその対応等、真摯な反省が必要と思われれます。執行部が善意をもって経費削減及び早期の事業実現のため取り組んだものではあります。が、瑕疵ある職務命令をした結果となったことは残念なことであります。

また、今回の発生要因のひとつに組織内の連携不足をあげていますが、再発防止の取り組みにも具体的なものがみえず、スピード感も不足を感じられます。今後は、「組織のリスク管理体制の構築」や「町民、議会への積極的な情報公開」に努め、諸リスクの軽減を図り、将来に向け大局的な町政運営を行うことを切に希望をいたします。

以上、報告をいたします。

○議長（川上 昇君） ただいまの報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 当該（1）の当該工事で支出した損失についてであります。

○議長（川上 昇君） マイクを近づけてください。

○議員（児玉 助壽君） 執行部の資料によると16万円の損失を認めとる訳ですが、このこれを見つと16万円の行方が分からんなつとる訳ですが。この取扱いはどうなっていたのですか。それからこの（4）の監査、（1）の③、この通常年度内に執行される科目と解するとある訳ですが、原材料は消費し完成した建築物は、いずれかの台帳に記載し管理すると考える、で、ねえ訳であります、この利用可能な原材料が存在することは事実である、当初の目的であった保健体育施設の再利用が望ましいとありますが、この（4）の③ですか、違う④の事業計画は予算・歳入・歳出すべて議会の議決を経ておる訳でありますので、当然こら、あの撤去するに至ってはですね、議会の議決を経ておるからですね。議会の議決を経て撤去しなければならないし、議会の議決を経た場合は、こら、利用可能な原材料の利用ができるものと解される訳ですが、監査的にはこれはおかしいと思うわけですが、その議会の議決を経ておる訳ですから、議会の議決を経て、こらあの撤去し、この適正な予算、会計処理をしなければならないものであると私は考えておりますが、監査委員はどのような考えを持っておるのか。次にですね、④の最後に隠ぺいについてであります、一緒になるが③ですか、この法的確認についてであります、これを見ると、まあ、あの執行部がこの呈した法的判断について変わらん訳ですが。町監査委員は、あの町の独立した監査機関でありますから、この中立でならないかん訳ですが。ということになるとですね、この町がああの町のと、何ですか、今、あの、えーと、なんとか言うがね、専属契約とか。町の顧問弁護士、あの法的判断を適用するということは、こらあの、中立性に欠けたもんになっておらんのか。まあ、あの監査委員は町長推薦で監事になつとるかいですね、中立性と言う点でちょっとおかしい訳ではあります。議会が議決してもですね、町の職員を保護する立場にある法律家の出したやつと異なるような監査意見を出したら、次が無えかい、こういうこととするかもしれんけどん、あくまでも中立じゃなければいかん訳ですよ。だったらですね、こら、弁護士の法的見解を経てこれをやつとればですね、あの、別な弁護士に聞くのが筋じゃと思う訳ですが。そこ辺はどういうこの法的判断をなされたのか伺います。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 児玉議員の御質問について、お答えしたいと思います。この報告書につきましてはですね、あくまで代表監査委員の意見、考えという事を理解して、まずいてほしいと思います。まず、再利用可能な原材料費の価格は31万円ですよ、ということでした。その価格の具体的な金額。これにつきましてはですね、（1）の①に説明しているとおり、算定については一様ではないと。そういう観点から勘案すると、再利用可能な原材料費の正確な評価算定は、私の立場で、経験にはですね、具体的な金額は、じゃあ、いくらですか、と言われたときに、具体的な金額を決定するという事は、できないということ

で、正確な評価算定は困難である、と言う風に意見を述べたところでございます。

〔「違う16万円の行方はどうなっているか具体的な数字を出しとるが町は。」と言う者あり〕

○代表監査委員（谷村 裕二君） だから、それにつきましてははですね、適正なことではないというふうに考えております。次に。

〔「その16万円はどう取りあつかったのかと聞いている訳やがね、監査委員として。具体的な数字を町は出しとるですわ。」と言う者あり〕

○代表監査委員（谷村 裕二君） だから言われるように、町が再利用可能な原材料の価格として、逆に言えば31万円を予算から、執行予算から、減額した16万円を損失額として、町民に文書で配布しておりますが、その金額決定につきましては、適切ではないと判断したものです。よろしいでしょうか。

○議長（川上 昇君） あの、次の問いに答えてください。撤去に議会の議決がいるかということ、など。

○代表監査委員（谷村 裕二君） （1）の③ですね、再利用な原材料が存在することは事実であり、当初の目的であった保健体育施設の再利用が望ましいと考えると、いう風に述べておりますが、議会で決定をしたものは、あくまでいろんな変更だとか、また、再利用についてはですね、私も詳細に言えば議会で決定したものについては、議会で決定すべきだと基本的には考えております。それから（4）ですね、（4）の④隠ぺいにつきましてはですが、先ほどあの顧問弁護士の意見をですね、最優先して中立な立場での意見ではないとありましたが、もちろんその、一部顧問弁護士にですね、意見聴取いたしました。逆に児玉議員がおっしゃるような、中立な立場でないという判断は全くしておりません。また顧問弁護士を非常に頼った、だけを頼った、意見・考え等の作成を全くしておりませんので、御理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 最初の31万円のことですが、この、31万円も、そもそも根拠がないわけでありまして、この、これは損害の31万円じゃないですかいね。監査委員、よく聞きなさいよ。31万円は、損害を与えた金額じゃないわけですよ。損害を与えたとする、町に、16万円、ね。それはどこに行ったとか、と聞きよる訳ですが。ポケットに入れたわけじゃないでしょ。16万円の損害金。具体的な数字を挙げている訳ですから。それを監査委員としてどう判断して、どう取り扱ったのか、を伺っている訳ですから。31万円、もう関係ない訳ですよ。根拠がない訳ですから。16万円は町執行部が具体的に損害を認めた金額なんですよ。その16万円の行方はどうなったのか、どう処理するのかと、ということ伺っております。まあ、あの隠ぺいについてのなんは、隠ぺいしたようなことは言わんけんどん、当然議会の議決を経て撤去すればですよ、この、利用可能な、31万円じゃねえかしらんけんどん、会計処理すればですね、すぐにでも使えるわけですがね、何にでも。いつこれ使うかもわからん

もんを、わからんわけですわ。ひょっとしたら、腐れて使えんなるかもしれんし。そういうとを、いつまでも管理出来ん訳でしょ。そういうのを管理せんように、予算処理していかんな、この、次の人が仕事できんと思うわけですが。この顧問弁護士の、俺は法的判断じゃと思とるけんどん、ね。これ一般質問でもしたけんどん。これは細農村公園の関係した、ちょうど渦中にあった時期ですよ。これが、244条、238条ですか、公の施設と行政財産に関する法律、それに違反して、あの今の再発防止とかなんとかいうなんを、議論しとるあの時期ですよこれは。したらですね、あの、法的確認をせんちゅうことは出来んはずですが。ましてはですよ、これ役場の職員を、議会も一緒ですけど、法令とか条例とか、法律、条令に縛られて仕事しとるわけですわ。ほとんどが町の役場の職員はですね、この法的確認をせんずつ仕事しよることになってですよ。この報告によると。法的確認をせん限り、仕事はできんでしょ。で、この、あのなんですが、この顧問弁護士の、あのなんじゃ、同じような書いちよるけんどんよ。会計管理者若しくは会計管理者の事務補助する資金前渡ですか、を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が、故意または重大な過失と書いちゃるけんですわ、この故意であろうが、故意でなくしてもですね、法律を侵して、あの損害を与えたら、もう、社会一般常識ではあの損害賠償の発生することが、こら判例でも出とると思うわけですが、ということはですよ、この損害賠償を請求、あの、こっちがですよ、原告となってです、私が。そういう弁護士にあのこの訴訟を依頼した場合はですよ、これと全然違う見解が出てくると思うわけですが、でしょう。守る側と攻める側の法、あの判断は違うわけですよ。だから、その町が雇とる顧問弁護士に相談したら中立じゃ無くなる訳ですよ。これはあの、顧問弁護士が法的見解を出したやつじゃけんどん、これは一般質問でもつこうたっちゃけんどん、それにあの町執行部は答えなかったけんどんよ。過失とは注意義務違反である。注意義務違反ですよ。ちゃんとこれにもあると。注意義務違反で、判例によると重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当の注意をしないでも、通常人じゃないわけですよ、管理者は。通常人以上の人たちですよ。ね、通常人に要求される程度の相当の注意をしないでも、僅かな注意さえすればたやすく有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態である。これで言うとはですね、法的確認を怠った時点で、注意義務違反じゃないですか。違いますか、監査委員。ちゃんと管理職はですね、一般職員より高い給料を貰いよるわけですが。部下がいろいろ政策立案したら法的確認して執行するはずですが。これお前、すべきことをしとらん。あの、買ったっちゃねえですか。監査委員。なんでこういうその見解が出てくるか分からんけんどんよ。同じ見解ですよ。顧問弁護士に相談したこたねえ、とか言いよるかもしれんけんどん。それじゃ中立とは言えんじゃないですか。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 先ほどからですからね、児玉議員はあの16万円、31万円を減額した16万円ということに、非常にこだわってらっしゃいますが。ここにですね、私が

意見として述べてるようになりますね、評価算定は困難ですよと。これは識見を持っている代表監査委員、町の代表監査委員が、軽々に具体的に金額を出せるもんじゃありませんよと。だから、執行部もその金額を具体的に減額するのは、私は、適切ではないのではないかと述べているところであります。それから、先ほどの、管理者の責任の部分ですが、重大な過失、先ほど児玉議員は裁判のお話も出されましたが、重大な過失があったとは言えないと考えるという風に私は意見を述べていますが、この故意に近い、著しい注意欠如の状態というのは、非常にやはりその奥深い言葉で、そう軽々に、だから注意を怠ったから責任があるんじゃないかと。ただ、そのことで軽々にはですね、なかなか言えないと。まあ、もちろんその私が弁護士なり、法に関する仕事をしてればですね、まだまだ深い説明等もできますが、あくまでやはりそういう識見を有した専門職の方の御意見も聴き、いろいろ判断したわけです。ただ、児玉議員がおっしゃるように、中立じゃない中立じゃない、とおっしゃいますが、そういう中で、私なりに中立に判断し、善管注意義務等も自分で考えてですね、監査意見を述べたわけです。以上です。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時55分休憩

午前10時05分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○議員(児玉 助壽君) なぜ今、この法的問題について、なんですか、重大な過失とか、触れるかちゅうとですね。先月、町長はですね、伊倉の浜自然公園の、このあれは。地方自治法第244条で、公の施設であってですね。あそこをですね、このソフトエアガンですか、その競技で使うから、あの2月3日か、4日か、立ち入り禁止の札が出とったわけですが。町長はそういう許可を与えととですよ、監査委員。公の施設はですよ、何人も利用する人の利用を妨げることはしていけないちなととる訳ですから、立ち入り禁止することは出来んはずですが。いかに危機感がないかということは、監査委員、あんたのこの監査報告やなんやですよ、一般常識的に考えたらですよ、この違法性がねえのなんのなっていることは、あり得ませんわ。大体、監査委員はですよ、どういう判断を出してもいいわけですが。監視員の判断で。不服があれば、訴えられるかもしれんけんですよ、あんた訴えられたととですよ、何も懐は痛みません。町がちゃんとみます。費用面は。危機感がないからですよ。いいですか、一年に2回、今回もですよ、町長は。伊倉の浜の自然公園をですよ。あの、第244条に違反して。そのエアガンですか、をするのにですよ。貸そうとしよったとですよ。住民からクレームがたって、取り止めた経過がありますが。監査委員。直接これとは関係ね

えけんどんですね。いかに危機感がねえかですよ、町の執行機関が。監査委員もちゃんと、執行機関が危機感を持つような監査をせにやいかんぢやないですか。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 今、児玉議員が御発言の、伊倉ヶ浜自然公園の件につきましては、私は現状把握をしておりますが、条例に違反するということがあれば、それは条例違反という風なことではないかと思っております。それから、まあ今、児玉議員がですね、危機感がないと、執行部にも危機感がないと、監査委員がもっとちゃんと監査をしてくださいと、とれる御発言を頂きましたが。あの私の意見にですね、書いているとおりですね、やはり執行部もいろんな影響がありますよ、ということも理解をしながら、町政の運営に取り組んでいただきたいという風な気持ちを込めて書いております。また、執行部と議会、これも両輪という事で、私はその二つをみながら、町政運営とそれから関係監査とも含み監査をやっておりますが。議会の皆様もですね、ただ、監査委員の監査が悪いんじゃないかということではなく、こういうことを、いろんな問題を提示され、また監査請求された中で、私、代表監査を含めて、議会議員の皆様一人一人、町のですね、町政運営に対して前向きに取り組んでいかなければいけないと、こういう経験をし、こういう時間を使い、こういうことを決して無駄にしないようにですね、これから私も取り組んで行きたいと、そういう風に思っております。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 管理者の責任については、事業計画等において簡易な建物として認識していたため、設計図などもなく、法的根拠なしに執行したものである。そのことについて悪意はなく、また管理者が故意に近い著しい注意欠如の状態であったとは言えず、重大な過失があったとは言えないと考える、ということがこの中に書いてありますが、建物が建てられなかったということは事実でありますし、私はこれはやっぱりこういう事件が起こったということは、重大な過失があったから起こったと言えると思ってるんですが、重大な過失っていうことを「重大じゃないよ」と言い切れるということが不思議でならないのですが、如何ですか。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 先ほどから申してるとおりですね、この重大な過失ということの意味合いをですね、深く私も識見の監査委員であります。まあ、法的専門家、弁護士でもありませんが、いろいろ私も調査した上で、この重大な過失と言う事に対してはですね、非常に深い、意味合いがある訳ですね。そういう観点から自分なりに判断をして意見を述べたものであります。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 重大な過失っていうことの受け取り方の違いだと思いますけど、不経済な支出を行ったと考えるとも書いてありますし、あの前向きにあの町を良くしたいという事を、私達議員もだし、職員もですが、良くしたいという事でみなさん取り組んでいると思うんですよね、だけどころいうことになってしまったんですから、本当に反省して前に進

むためにも、あの私は監査請求して、やっぱりみんなが考えたということが良かったんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第7、議案第1号 川南町単独土地改良事業分担金徴収条例を定めるについて、日程第8、議案第2号 川南町別館条例の一部改正について、日程第9、議案第3号 川南町特定個人情報保護条例の一部改正について、日程第10、議案第4号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第5号 川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第6号 川南町公共施設等整備基金条例の一部改正について、日程第13、議案第7号 川南町税条例等の一部改正について、日程第14、議案第8号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第9号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第16、議案第10号 川南町営牧野条例の廃止について、日程第17、議案第11号 火葬等の事務委託の廃止について、日程第18、議案第12号 財産（土地及び建物）の取得について、以上、12議案を一括議題とします。朗読は省略します。

本、12議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第1号から議案第12号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号は、宮崎県単独土地改良事業により実施する事業のうち、農業用ため池緊急防災対象事業に係る工事に要する費用の一部に充てるため、分担金徴収の施行に必要な条例の制定を行うものでございます。次に議案第2号は、自治公民館の活動拠点として御利用いただいている別館について、自治公民館からの要望を受け、地元の別館を地域の独自性を生かした取組に活用しやすい施設に、自治公民館によって改装できるよう改正するものでございます。併せて、規則で定める暴力団排除条項を条例で規定するものでございます。次に議案第3号は、番号法の一部改正に伴い、マイナンバーによる情報連携に条例で定める独自利用事務の連携が新たに定められたことにより、情報開示の対象に関する事項を新たに規定し、これにより生じた条ずれを併せて改正するものです。次に議案第4号は、昨年的人事院勧告を受け、育児休業の対象となる子の範囲拡大及びそれに係る文言の修正並びに非常勤職員の部分休業承認時の取扱いに関する改正を行うものです。次に議案第5号は、一般職非常勤職

員等の任用制度導入により、特別職として定めていました嘱託員の一部を一般職非常勤職員として任用するため、及び振興班長に対して支給している報酬を振興班に対して交付する交付金として取り扱うため、別表第1中のそれぞれの規定を削除するものでございます。次に議案第6号は、公共施設等整備基金の処分に関し、長寿命化等の今後の対応を勘案し、公共施設及び公用施設において建設のみに限定せず、整備も含めて処分ができるよう、条例の一部改正を行うものでございます。次に議案第7号は、消費税率10%への引き上げを平成31年10月1日に再延期するための税制関連法案として「社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、関係する税条例について所要の規定の整備を行うものです。次に議案第8号は、国の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所について、市町村が指定及び監督を行う地域密着型通所介護という位置づけに改正されたことに伴い章の追加を行うとともに、国の条文に合わせて改正を行うものです。次に議案第9号は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の定員を25人から29人に引き上げる改正と、それに伴う通いサービスの利用定員の上限を定める改正を行うとともに、国の条文に合わせて改正を行うものでございます。次に議案第10号は、川南町営牧野条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。川南町営牧野は、昭和41年から主に乳牛の育成と牧野の生産力保持を図ることを目的に条例が整備され、川南牧野管理組合において管理運営されてきましたが、平成22年の口蹄疫の影響もあり、組合員数が減少し、平成26年11月からは利用されず、休牧状態となっています。今後の牧野については「和牛の生産拠点づくり」を柱とし、民間の力を利用しながら活用していくこととしています。次に議案第11号は、昭和55年2月から都農町へ火葬等の事務の委託を行ってまいりましたが、都農川南葬斎センターの取壊しが完了したことに伴い、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、別紙のとおり規約を廃止することに関し協議を進めるため、同条第3項の規定において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次に議案第12号は、企業誘致準備地として宮崎県の所有する土地及び建物を取得したく、地方自治法第96条第1項第8号及び川南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上12議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第1号につきまして、その補足説明を申し上げます。

宮崎県単独土地改良事業のうち農業用ため池緊急防災対策事業は、市町村地域防災計画に定められた施設につき対策工事が実施できるものであります。当該事業を活用し工事を実施する場合、対象施設を管理保全する水利組合に対しまして、要する費用の一部を分担金として徴収するために条例の制定が必要でありますので提案させていただきました。第3条に分担金の納入義務者について規定しており、農業用ため池を管理している、水利組合等を想定しています。第4条に分担金の額を規定しております。負担率につきましては、類似する事業を参酌して10パーセントといたしました。

以上で、議案第1号に関する補足説明を終わります。

○**税務課長（三角 博志君）** 議案第7号につきまして、その補足説明を申し上げます。

今回の地方税法改正の主なものは、「法人住民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期」及び「軽自動車税の環境性能割の導入時期」をそれぞれ平成31年10月1日に延期するというものです。また、これにより「軽自動車税のグリーン化特例」の適用が1年間延期されました。これらの改正を受けまして本町税条例では、平成31年10月1日から法人町民税の法人税割の税率を現在の100分の12.1から100分の8.4へ引き下げることとなります。

また、消費税率10%への引き上げ時期に合わせて、県税である自動車取得税は廃止されますが、町では軽自動車の取得者に対し新たに「環境性能割」を課税することとなります。そして、これまで所有者に対して課税されていた「軽自動車税」は「種別割」という新たな名称で課税することとなります。なお、環境性能割の導入に際して、みなす課税や非課税の範囲、税率、徴収の方法、減免などを第81条で定め、附則第15条では環境性能割の賦課徴収を当分の間は県が行うことや、町は徴収取扱費を県に交付することなどを定めるものです。

以上が今回提案しました主な内容ですが、このほか「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の施行に伴う名称の変更等も含まれています。

以上で、議案第7号に関する補足説明を終わります。

○**議長（川上 昇君）** 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第19、議案第13号 平成28年度川南町一般会計補正予算（第6号）、日程第20、議案第14号 平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第21、議案第15号 平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第22、議案第16号 平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第23、議案第17号 平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第18号 平成28年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第19号 平成28年度川南町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、7議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第13号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億3455万3000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8507万3000円にするとともに、繰越明許費の設定並びに債務負担行為の補正を行うものでございます。

それでは、その主なものにつきまして第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入ですが、町税は4500万円を計上いたしました。地方消費税交付金は828万4000円、自動車取得税交付金は303万2000円、地方交付税は、特別交付税3107万1000円をそれぞれ計上いたしました。

国庫支出金は5408万円の減額で、保育所運営費負担金2411万9000円、児童手当負担金798万7000円、農地中間管理機構支援事業補助金600万円の減額が主なものでございます。県支出金は4億3996万8000円の増額で、保育所運営費負担金1905万円、新規就農・経営継承総合支援事業750万円、口蹄疫埋却地フォローアップ事業665万6000円の減額、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業4億9062万8000円の計上が主なものでございます。財産収入は3236万8000円の増額で、町有林立木売払収入3000万円が主なものでございます。寄附金は3100万円の増額で、ふるさと納税3000万円が主なものでございます。繰入金は8598万1000円の増額で、次代を担う人づくり基金繰入金101万9000円の減額、ふるさと振興基金繰入金8700万円の計上でございます。諸収入は1796万円の増額で、過年度精算金1609万2000円が主なものでございます。町債は、380万円減額をいたしました。

次に歳出について、御説明を申し上げます。議会費は、77万7000円減額をいたしました。総務費は3億3497万5000円の増額で、主なものは、財政調整基金積立金2億4639万9000円、企業誘致を目的とした公有財産購入費1億9609万6000円の計上、ふるさと納税に関する費用1億510万円の減額が主なものでございます。民生費は1億632万1000円の減額で、国民健康保険事業特別会計繰出金3778万8000円、障害福祉費の扶助費1000万円、児童手当1246万5000円、私立保育園等委託料1500万円の減額が主なものでございます。衛生費は2470万2000円の減額で、妊婦健康診査委託料480万8000円、予防接種委託料782万8000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金381万2000円の減額が主なものでございます。農林水産業費は4億2463万3000円の増額で、青年就農給付金750万円、施設園芸用ハウス設置整備事業費補助金1000万円、口蹄疫埋却地整備工事請負費657万6000円、国営土地改良事業費負担金2337万7000円の減額、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業4億9062万8000円の計上が主なものでございます。商工費は3425万5000円の増額で、工場等設置報償費4827万4000円の計上、地域活性化拠点施設整備検討業務委託料1400万円の減額が主なものでございます。土木費は1254万7000円の減額で、道路新設改良費の工事請負費3路線分784万8000円、木造住宅耐震化リフォーム支援事業補助金170万円の減額が主なものでございます。教育費は815万7000円の減額で、小・中学校の施設改修等に備えた設計業務委託料300万円の減額が主なものでございます。公債費は752万6000円の減額で、ふるさと総合文化公園事業の一括返済による長

期債利子の減額が主なものでございます。

第2表繰越明許費について、御説明いたします。通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金事業については全国の自治体の通知カード・個人番号カードの交付状況を取りまとめたうえで負担金の請求が行われる予定であり、そのとりまとめが3月31日となるために繰り越すものです。臨時福祉給付金につきましては、3月1日より支給開始し、6月1日までに終了することとなっているため繰越いたします。畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業は、国の補助金交付決定の遅れに伴い、工事着工が大幅に遅れたため、本年度から翌年度にかけて工事を行うこととなったものです。地域活性化拠点施設整備事業は、パーキングエリアの活用について国土交通省の方針決定が遅れ協議が進んでいないことから、計画策定が現時点では難しいため、翌年度に繰り越して調査・計画策定を行うこととしたものです。社会資本総合整備事業は、国の第2次補正予算の交付決定を10月下旬に受け、現在工事を進めていますが、年度末までに完了できない見込みのため繰越しして事業ができるようにするものでございます。避難誘導灯設置工事につきましては、地域の要望を踏まえ避難誘導看板に代えて避難誘導灯設置をすることとしましたが、年度末までに工事完了が見込めないため繰越するものでございます。

第3表債務負担行為補正につきまして、御説明いたします。ふるさと納税特産品発送事業は、本年度からポイント制度導入により寄付額が伸びていますが、ポイントの有効期限を3年としていて一部年度内に特産品との交換が終了しないため、3カ年度にかけて債務負担として追加するものです。また、各小学校パソコン賃借料につきましては、入札の結果、限度額の変更が生じたので限度額の補正をするものです。

次に議案第14号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5539万1000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4262万5000円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1815万3000円、療養給付費交付金398万円、諸収入340万円をそれぞれ増額し、国庫支出金2315万2000円、県支出金83万9000円、共同事業交付金1億2021万4000円、繰入金3778万7000円を減額するものです。歳出では、基金積立金を1905万円増額し、年度末の基金残高は、4億820万3000円となる見込みです。総務費40万3000円、保険給付費1億1163万3000円、後期高齢者支援金等112万円、共同事業拠出金5654万2000円、保険事業費474万5000円をそれぞれ減額するものです。

次に議案第15号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ258万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3250万6000円とするものでございます。歳入では、分担金及び負担金51万3000円、使用料及び手数料26万4000円、一般会計繰入金180万9000円を計上するものです。歳出では、下水道事業費258万6000円を計上するものです。

次に議案第16号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1637万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6110万1000円とするものでございます。歳入の主なものにつき

ましては、分担金及び負担金88万2000円、国庫支出金1781万5000円、支払基金交付金1929万8000円を減額し、保険料978万6000円、県支出金250万7000円、繰入金793万3000円、諸収入139万2000円を計上するものでございます。歳出では、総務費40万円、保険給付費1500万円、地域支援事業費97万円減額するものです。

次に議案第17号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万4000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6444万7000円とするものでございます。歳入は、後期高齢者保険料23万4000円、繰越金129万円を増額し、繰入金130万7000円を減額しました。歳出は、後期高齢者広域連合納付金23万4000円を増額しました。

次に議案第18号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ40万2000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1万4000円とするものでございます。

次に議案第19号は、収益的支出第1款第1項の営業費用から270万円を減額し、支出の総額を3億5222万7000円とするものでございます。資本的支出では、第1款第1項の建設改良費から4730万円を減額し、支出の総額を1億9656万4000円とするものでございます。

以上7議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第13号の歳入及び総務課に関連する歳出について、その補足説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。今回、歳入歳出それぞれ6億3455万3000円を追加し、総額が96億8507万3000円となり、前年度同時期予算と比べ17.2%増となりました。11～12ページをお願いします。6款地方消費税交付金は、3期分までを計上いたしました。7款自動車取得税交付金は、2期分までを計上しました。9款地方交付税は、12月交付までの特別交付税を計上しました。11款分担金及び負担金から19～20ページの14款県支出金は、それぞれ事業費の決定や見込み等により増減をするものでございます。21～22ページをお願いします。15款財産収入の主なものは、土地売却収入17件分及び町有林立木売却収入を計上いたしました。16款寄附金は、ふるさと納税3000万円、次代を担う人づくり基金100万円を計上しました。23～24ページをお願いします。17款基金繰入金は、平成27年度にふるさと振興基金に積み立てた分の中から、用途の指定を受けた分を充当するため繰り入れたものです。19款諸収入の主なものは、クリーンセンター負担金過年度精算金1609万2000円です。25～26ページをお願いします。20款町債は、事業費確定による減額です。次に、歳出について申し上げます。27～30ページをお願いします。2款1項5目財産管理費17節公有財産購入費1億9609万6000円は、宮崎県より、学校用地87,045㎡、堆肥舎815㎡及び畜舎1,164㎡を取得するため計上いたしました。同じく25節積立金2億6385万7000円は、財政調整基金、ふるさと振興基金に積み立てを行うものです。6目企画費11節需用費1億3000円は、ふるさと納税に対する返戻品代の予算を減額するものです。以上で、総務課関係の補足説明

を終わります。

○まちづくり課長（米田 政彦君） 議案第13号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。29～30ページをお願いします。2款1項6目企画費の19節負担金補助及び交付金241万円の減額は、今年度の定住促進持家取得助成事業の実績見込みにあわせて減額するものです。11目自治振興費の19節負担金補助及び交付金240万円の減額は、今年度の申請がなかったことに伴い減額するものです。45～46ページをお願いします。7款1項3目観光費の19節負担金補助及び交付金101万9000円の減額は、三大開拓地交流事業及び次代を担う子どもを育成する事業の完了に伴い、それぞれを減額するものです。25節積立金100万円は、宮崎ガスからの寄附を受け、全額を積み立てるため予算計上するものです。49～50ページをお願いします。9款1項2目消防施設費116万円は、消火栓設置及び改修に伴う布設替費用を町水道事業会計へ支払うために計上するものです。以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 議案第13号の町民健康課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。37～38ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費13節委託料523万8000円の減額は、妊婦数が当初の見込み130人から87人と減となったためです。39～40ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金152万円の減額は、特定不妊治療者数が当初見込みの11人から3人の減となり、また、一般不妊治療者数は、当初見込みどおり6人でしたが、治療単価が減となったため減額するものです。2目予防費13節委託料782万8000円の減額の主な要因は、妊婦数の減によるものです。3目健康増進事業費13節委託料268万9000円の減額は、実績見込みによるものです。以上で、町民健康課関連の補足説明を終わります。

○教育課長（大塚 祥一君） 議案第13号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。37～38ページをお願いします。5目児童館費7節賃金中270万円及び15節工事請負費155万9000円の減額は、通山小学校児童クラブが当初2学級の予定でありましたが、利用する児童が少なく1学級でありましたので、支援員の賃金及びエアコン設置工事費が1学級分不要になり、減額するものです。以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 議案第13号の環境水道課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。39～40ページをお願いします。4款1項4目19節の負担金補助及び交付金118万8000円の減額は、都農川南葬斎センターの解体工事費の増による負担金60万円の計上と、西都児湯環境整備事務組合火葬場の管理委託料等の減による負担金178万8000円の減額によるものです。4款1項6目19節の負担金補助及び交付金381万2000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金で、当初50基分を計上していましたが40基の見込みによるものです。41～42ページをお願いします。4款2項1目19節負担金補助及び交付金196万4000円の減額は、西都児湯環境整備事務組合負担金の減額で、エコクリーンプラザみやぎの売

電料等雑入の増が主な要因でございます。4款3項1目19節負担金補助及び交付金65万円の計上は、配水管布設工事負担金1件分でございます。以上で、環境水道課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（山本 博君） 議案第13号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。41～44ページをお願いします。6款1項6目畜産業費19節負担金補助及び交付金4億8923万7000円中、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業4億9062万8000円は、国の平成28年度補正予算を確保し平成29年度に事業完了見込の繁殖養豚農場等の予算を計上しました。45～46ページをお願いします。6款3項1目水産業振興費19節負担金補助及び交付金307万1000円の減額は、通浜漁港給油タンクの事業費確定によるものです。7款1項2目商工業振興費8節報償費4827万4000円は、川南町企業立地促進条例の対象となる町内に工場等を設置した企業に対し奨励金分として予算計上しています。7款1項3目観光費13節委託料1400万円の減額は、地域活性化拠点施設整備検討業務委託料で川南パーキングに隣接する町有地を活用した施設整備の基本計画、基本設計分です。現在、町有地とパーキングの接続について国と協議中であり、制度面の整理等結論が出ていないことから今年度減額を行い次年度に策定する予定です。以上で、産業推進課関連の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第18号につきまして、その補足説明を申し上げます。この特別会計につきましては、「川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計設置条例」に基づきまして、平成28年度より新たに設けたものであります。当初計画では、平成28年7月位に、水利権に伴う使用承認が通知される予定でありましたが、平成29年1月の承認となり、給水引込希望者の工事及び給水開始が大幅に遅れたため、減額補正を行うものであります。7～8ページをお願いいたします。歳入になります。1款1項1目1節の使用料40万2000円の減額は、用水未使用料としまして、水量8,040立方メートル分であります。次に9～10ページをお願いいたします。歳出であります。1款1項1目9節より14節まで、使用水量の減により、支出が見込めないそれぞれの経費及びダム用水使用料を合計しまして40万2000円の減額といたしました。以上で、議案第18号に関する補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 議案第19号につきまして、その補足説明を申し上げます。7ページをお願いします。収益的支出、1款1項営業費用270万円の減額は、2目送配水及び給水費の修繕費の減額で、給水メーター費を4条予算へ組替えたことによるものでございます。資本的支出1款1項建設改良費4730万円の減額は、1目固定資産購入費270万円の追加と、2目設備工事費5000万円を減額するものでございます。固定資産購入費は給水メーター費の組替えによるもので、設備工事費は工事請負費の減額で、西ノ別府水源地改修工事について、委託業務に時間を要したため、次年度発注するものでございます。以上で、議案第19号に関する補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時08分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第26、議案第20号 平成29年度川南町一般会計予算、日程第27、議案第21号 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第28、議案第22号 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第29、議案第23号 平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算、日程第30、議案第24号 平成29年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第31、議案第25号 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第32、議案第26号 平成29年度川南町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第27号 平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第34、議案第28号 平成29年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第35、議案第29号 平成29年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第36、議案第30号 平成29年度川南町水道事業会計予算、以上、11議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、11議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは議案第20号から議案第30号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第20号につきまして、その提案理由を申し上げます。国は、「成長と分配の好循環の実現」「未来への投資を実現する経済対策」を掲げ、民需主導の持続的な経済成長と、一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする総合的かつ大胆な経済対策を講ずることとしています。また、地方財政対策として、地方が安定的な財政運営に必要な一般財源総額を「平成28年度地方財政計画の水準を若干減少したが実質的に同水準を確保した。」としていますが、地方交付税は今年度当初予算から3705億円減少しており、また、地方交付税算定に「トップランナー方式」が導入されるなど地方にとってはますます厳しい財政運営を強いられています。国の成長戦略、いわゆる、「アベノミクス」による経済政策によって、「経済の好循環が期待できる」とされましたが、本町においてはそのような効果は顕著には表れておりません。公共施設の老朽化、人口減少が避けられない状況の下で、交付税や補助金などに依存している本町財政にとっては、今後も厳しい状況が続くことが予想され、自主財源比率の向上が当面の課題となっております。

このような状況の中、本町の平成29年度当初予算編成に当たりましては、「第5次川南町長期総合計画」を基本に、「まち・ひと・しごと総合戦略」「行政改革大綱」に基づき、

制度として定められた事業や全額補助の事業を除き、緊急性・必要性を踏まえ優先度に応じて予算配分をすることとしました。このようなことから、平成29年度の歳入歳出予算の総額は、78億1700万円となり、平成28年度当初予算に比べ8.1%の増となりました。

それでは、第1表歳入歳出予算から順次御説明申し上げます。

町税は、15億6522万4000円の計上で、対前年比5.1%の増となっております。地方譲与税は、1億604万8000円の計上、利子割交付金は86万7000円、配当割交付金を472万6000円、株式等譲渡所得割交付金は、233万1000円の計上でございます。地方消費税交付金は、1億9248万7000円計上し、自動車取得税交付金は、631万5000円の計上で前年度比22.7%の増となっております。地方特例交付金は、278万2000円の計上、地方交付税は、22億3381万7000円の計上で前年度比0.5%減でございます。交通安全対策特別交付金は、294万3000円、分担金及び負担金は、9942万6000円で1.7%の増、使用料及び手数料は、1億555万3000円の計上でございます。国庫支出金は、7億708万3000円の計上で、16.1%減となりました。県支出金は、5億5756万7000円計上で前年度比2.5%減でございます。財産収入は、3413万円の計上でございます。寄附金は、ふるさと納税10億円の計上でございます。繰入金は、6億7302万7000円の計上で、35.5%増となっております。これは、財政調整基金繰入金の増及びふるさと振興基金繰入金によるものでございます。繰越金は、5000万円、諸収入は、5445万9000円でございます。

町債は、4億1821万5000円の計上で、前年度比8.8%の増でございます。

次に歳出について、御説明を申し上げます。議会費は、8989万円を計上いたしました。総務費は、20億2219万5000円の計上で、人件費のほか主なものは、行財政健全化の推進（新たな財源確保）の特産品発送事業委託料に7億3000万円（ふるさと納税に対する返戻品発送業務委託料）、総合行政システムASPサービス利用料3388万8000円、地域振興計画策定委託料400万円、自治公民館活動費交付金1386万円、地域集会施設建設等補助金400万円、固定資産評価替データ更新等委託料2049万5000円などを計上いたしました。民生費は、26億7129万6000円の計上で、主なものは、総合福祉センター整備計画作成委託料972万円、国民健康保険事業特別会計繰出金として1億9602万6000円、高齢者福祉の充実費（生きがいくりと在宅福祉への支援）に1億5760万1000円、介護保険事業特別会計繰出金2億4330万3000円、障がい者（児）福祉の充実（自立支援体制の充実）5億5106万3000円、後期高齢者医療療養給付費負担金に1億8902万9000円を計上し、児童措置費の児童手当に2億8201万5000円、私立保育園等委託料に3億8520万円などを計上いたしました。衛生費は、4億8321万3000円の計上で、妊婦健康診査委託料1237万8000円、特定不妊治療費助成金165万円、予防接種委託料合わせて3913万1000円、がん検診委託料2146万円、西都児湯環境整備事務組合火葬場負担金894万円、生活排水対策費として合併処理浄化槽設置整備事業補助金に522万6000円、西都児湯環境整備事務組合負担金1億6479万5000円、川南都農衛生組合負担金4976万円などを計

上しました。農林水産業費は、6億1253万3000円の計上で、主なものは、青年就農給付金1500万円、多面的機能支払事業交付金2800万円、尾鈴地域農業再生協議会負担金718万9000円、尾鈴農業公社補助金500万円、鳥獣被害防止対策推進事業補助金400万円、施設園芸用ハウス設置整備事業費補助金3000万円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金2560万円、国営尾鈴土地改良事業関連県営事業負担金6地区分1億3563万3000円、尾鈴土地改良区運営費補助金1551万5000円、森林環境保全直接支払事業委託料1635万1000円、漁業集落排水事業特別会計繰出金2164万9000円、漁港への防犯カメラ設置補助金466万7000円、水産流通基盤整備事業負担金1400万円などを計上いたしました。商工費は、9100万3000円の計上で、商工会経営振興費補助金550万円、創業者支援事業450万円、商店街トイレ設置補助金1150万円、商工業振興貸付金2000万円、地域活性化拠点施設整備検討業務委託料992万6000円、川南町観光協会補助金589万円などを計上いたしました。土木費は、3億9750万7000円の計上で、主なものは、町道維持管理業務委託料に1300万円、道路新設改良費の重要幹線の整備として6613万4000円、塩付・長岡線舗装打換え工事等5500万円、下水道事業特別会計繰出金に5839万1000円、コミュニティバス運行の効率化に1285万3000円、住宅管理費の修繕料に1200万円などを計上いたしました。消防費は、2億7029万1000円の計上で、主なものは、東児湯消防組合負担金に1億9647万円、防災倉庫設置工事500万円、避難誘導灯設置工事1509万円、防災行政無線更新工事実施設計書作成業務委託料852万円を計上いたしました。教育費は、6億657万8000円の計上で、各小学校屋内運動場洋式トイレ設置工事等1180万円、小・中学校ICT機器賃借料602万5000円、国光原中学校屋内運動場防水工事2800万円、川南文化ホール舞台照明設備更新工事3715万2000円、図書館文化ホール複合施設指定管理料6296万円、合唱指導等委託料480万円、全国草原サミット補助金50万円、川南町運動公園内塗装工事等915万円、学校給食共同調理場空調設備工事2160万円などを計上いたしました。災害復旧費は、204万5000円を計上いたしました。公債費は、元利償還金及び公債諸費として前年度比13.6%減の5億6044万9000円、予備費に1000万円を計上いたしました。

第2表債務負担行為は、国光原中学校屋内運動場LED照明賃借料で平成39年度までの限度額を設定するものでございます。

第3表地方債は、歳出予算に計上しております事業のうち、町債を充てるものについてその限度額を定めるもので、臨時財政対策債は後年度に交付税措置をされるものでございます。

次に議案第21号は、歳入歳出の総額をそれぞれ28億8157万4000円とし、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億2000万円と定めるものです。予算総額を前年度と比較しますと金額で1億917万8000円、率にして3.7%の減額となっています。それでは、歳入から御説明申し上げます。

国民健康保険税は、前年度比1.1%減の5億7513万円、国庫支出金は3.7%減の6億4300

万4000円、療養給付費交付金は15.7%減の6173万円、前期高齢者交付金は1%増の5億1062万8000円、県支出金は8.6%減の1億1190万1000円、共同事業交付金は3.2%減の7億6758万2000円、繰入金は15.1%減の1億9602万6000円を計上しました。また、繰越金は、1100万1000円、諸収入に436万9000円計上しました。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。保険給付費は、前年度の医療費の実績により、前年度比3.1%減の16億3553万7000円を計上しました。後期高齢者支援金等は8.9%減の2億8347万4000円、介護納付金は8.9%減の1億1254万3000円で、いずれも社会保険診療報酬支払基金からの算定通知により計上するものです。共同事業拠出金は3.2%減の7億6758万7000円、保健事業費は28.5%増の3674万6000円の計上としました。

次に議案第22号は、歳入歳出の総額をそれぞれ3137万2000円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと金額で382万8000円、率にして11%の減となっております。歳入の主なものは、使用料及び手数料972万1000円、繰入金2164万9000円を計上するものです。歳出の主なものは、漁業集落排水施設整備事業費1978万5000円、公債費1148万7000円を計上するものです。

次に議案第23号は、歳入歳出の総額をそれぞれ1906万1000円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと金額で762万4000円、率にして67%の増となっております。歳入の主なものは、使用料及び手数料388万9000円、繰入金1516万8000円を計上するものです。歳出の主なものは、営農飲雑用水施設整備事業費1466万6000円、公債費419万5000円を計上するものです。

次に議案第24号は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1533万2000円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと金額で1074万4000円、率にして9%の減となっております。歳入の主なものは、使用料及び手数料4665万8000円、繰入金6839万1000円を計上するものです。歳出の主なものは、下水道事業費4274万6000円、公債費7248万6000円を計上するものです。

次に議案第25号は、歳入歳出の総額をそれぞれ515万6000円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと金額で70万5000円、率にして15.8%の増となっております。歳入の主なものは、繰入金515万4000円で、介護保険特別会計からの繰入金でございます。歳出の主なものは、介護認定審査会委員報酬289万円、事務補助としての一般職非常勤職員報酬168万円を計上するものでございます。

次に議案第26号は、歳入歳出の総額をそれぞれ16億5440万3000円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと金額で1億2827万5000円、率にして8.4%の増となっております。歳入の主なものは、保険料2億9752万5000円、分担金及び負担金902万7000円、国庫支出金4億1970万2000円、支払基金交付金4億3987万9000円、県支出金2億2869万6000円、繰入金2億5953万5000円を計上するものです。歳出の主なものは、総務費1938万6000円、

保険給付費15億4599万6000円、地域支援事業費7887万1000円、諸支出金595万6000円を計上するものです。

次に議案第27号は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億8665万7000円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと金額で2153万7000円、率にして13%の増となっています。歳入の主なものは、後期高齢者保険料1億2154万1000円と繰入金6480万円です。歳出の主なものは、総務費236万6000円及び後期高齢者広域連合納付金1億8299万1000円を計上しました。

次に議案第28号は、歳入歳出の総額をそれぞれ30万8000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料30万7000円を計上するものです。歳出の主なものは、使用料及び賃借料26万4000円を計上するものです。

次に議案第29号は、歳入歳出の総額をそれぞれ26万3000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、関係団体からの負担金4万7000円及び一般会計からの繰入金10万8000円を計上するものです。歳出の主なものは、委員報酬12万6000円並びに前年度精算分の返還金及び繰出金11万円を計上するものです。

次に議案第30号は、第2条の業務の予定量として、給水戸数を前年度比39戸増の6,388戸といたしました。また、年間総配水量を平成28年度実績見込みから、2,270千立方メートルとし、1日平均配水量を、6,219立方メートルとして経営目標を定めました。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益3億7831万9000円を計上するものです。前年度と比較しますと金額で1020万5000円、率にして2.8%の増となっています。支出の水道事業費用につきましては、前年度と比較しますと金額で545万7000円、率にして1.5%減の3億5569万2000円を計上するものです。第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を2,000円、資本的支出につきましては、前年度と比較しますと金額で4285万9000円、率にして18.3%増の2億7664万3000円を計上するものです。資本的収支予算の不足する額2億7664万1000円は、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金等から補てんするものでございます。

以上11議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第20号の歳入及び総務課・選挙管理委員会に関連する歳出について、その補足説明を申し上げます。12～13ページをお願いします。1款1項町民税は、前年度比8.4%増、2項固定資産税は、3.8%増、3項軽自動車税は、18.7%増で見込計上をしました。14～15ページをお願いします。4項町たばこ税は、前年度比8.4%減、1億265万2000円を計上しました。2款1項地方揮発油譲与税から8款1項地方特例交付金までは、平成28年度交付税算定数値を基に見込計上をしております。16～17ページをお願いしま

す。9款地方交付税は、前年度比0.5%減の22億3381万7000円を計上しました。18～19ページをお願いします。10款交通安全対策特別交付金は、前年度比2.9%減の294万3000円を計上しました。11款分担金及び負担金から14款の県支出金については、歳出項目と関連がありますので、歳出の説明の中で各所管課長等が御説明いたします。38～39ページをお願いします。15款財産収入は、町有地、建物などの貸付収入や各種基金の利子及び配当金並びに町有林の立木売り払い収入を見込み計上しました。16款寄附金は、ふるさと納税10億円を計上しました。40～41ページをお願いします。17款2項基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金、次代を担う人づくり基金、ふるさと振興基金をそれぞれ繰り入れするものでございます。18款繰越金は、前年度と同額を見込み計上いたしました。42～43ページをお願いします。19款3項2目衛生貸付金元利収入は、宮崎県環境整備公社への貸付の返戻分、3目農林水産業貸付金元利収入の優良肉用繁殖牛貸付金は、繁殖牛農家への貸付金の返戻分、4目商工貸付金元利収入は、宮崎銀行及び高鍋信用金庫への貸付の返戻分でございます。44～47ページをお願いします。5項3目雑入の主なものは、がん検診受診者負担金612万5000円、宮崎県農協果汁株式会社の文化ホールネーミングライツ料200万円、森林環境保全直接支援事業収入125万円などを計上しました。20款町債は、農林水産業債、土木債、消防債、衛生債、教育債をそれぞれの事業の財源として起債するとともに、後年度に元利償還金が交付税措置される臨時財政対策債を計上しました。

次に歳出について御説明いたします。48～49ページをお願いします。1款議会費から10款教育費の項目に人件費を計上しておりますが、全体の説明を186ページの給与費明細書で御説明いたします。一般職の職員が164人で11人増となり、給与費等が1億1318万7000円増額となっております。これは、本年度より一般職非常勤職員の任用制度を導入したこと等により、今まで給与費にカウントされていなかったものが給与費となったことによるものです。50～53ページをお願いします。2款1項1目一般管理費4億392万9000円は、市町村職員共済組合共済費や町村総合事務組合負担金が主なものでございます。54～55ページをお願いします。3目財政管理費946万1000円は、庁舎内の一般事務費を計上しました。56～57ページをお願いします。5目財産管理費3億4350万6000円は、庁舎、公用備品等の維持・管理・保守に要する経費のほか、ふるさと振興基金へ2億8060万3000円積立することといたしました。また、15節工事請負費1300万円は、庁舎別館及び保健センター空調機の改修工事費を計上いたしました。58～63ページをお願いします。6目企画費9億2234万3000円中、63ページの行財政健全化の推進に関する費用8億4945万7000円は、ふるさと納税に関する費用を計上しています。64～65ページをお願いします。10目電子計算費に総合行政システムASPサービス利用料3388万8000円計上していますが、システム導入後5年が経過しましたが、1年再延長し使用するためのものです。68～69ページをお願いします。12目諸費中23節償還金利子及び割引料の500万円は、国・県の補助金など過年度分の精算返還金を計上しております。78～

79ページをお願いします。4項3目選挙管理事業費は、5月に川南原土地改良区総代選挙が実施予定でありますのでその費用を計上いたしました。182～185ページをお願いします。12款公債費は、町債の元利償還及び公債諸費で前年度比13.6%の減となっております。13款予備費は、1000万円を計上しました。以上で、総務課関連の補足説明を終わります。

○まちづくり課長（米田 政彦君） 議案第20号のまちづくり課関連の主なものにつきまして、その補足説明を申し上げます。66～67ページをお願いします。2款1項11目自治振興費の13節委託料421万4000円の中の地域振興計画策定委託料400万円ですが、町職員も加わって各自治公民館でワークショップ等を複数回開催しながら計画を策定するための費用を予算計上するものです。68～69ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金2510万7000円の中の地域集会施設建設等補助金400万円ですが、これまでの補助率及び補助金の上限額を見直し、新築の場合50万円から300万円に、増改築及び修繕の場合25万円から100万円にそれぞれ引き上げて予算計上するものです。また、振興班行政協力交付金320万円ですが、平成28年度まで振興班長報酬として予算計上していたものを、節を変えて計上するものです。148～149ページをお願いします。9款1項3目災害対策費の15節工事請負費2009万円のうち、防災倉庫設置工事500万円は、100人分の3日分の食料、生活用品等が最低限のパッケージとなっているものを町内1カ所に設置する費用を予算計上するものです。また、避難誘導灯設置1509万円は、伊倉、浪掛、通浜地区など津波による避難行動が必要となる地区に段階的に誘導灯を設置するために予算計上するものです。150～151ページをお願いします。4目防災施設費の13節委託料1071万3000円のうち、防災行政無線更新工事実施設計書作成業務委託料852万円は、平成7年に導入された現在の防災行政無線が、老朽化が著しいこと、無線設備規則の改正により平成34年12月1日以降利用できなくなること、から更新するための費用を把握するために実施設計費用を予算計上するものです。以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 議案第20号の町民健康課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。76～77ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち町民健康課分は、1492万6000円で、システム関連の保守委託料や賃借料が主なものです。84～87ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金1億9602万6000円は、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、前年度比15.1%の減額です。2目国民年金事務費のうち町民健康課分は、223万6000円で、1節報酬が主なものです。90～91ページをお願いします。6目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金2億128万8000円は、後期高齢者広域連合への負担金で、前年度比2.8%の増額です。28節繰出金6480万1000円は、前年度比2万円の減額で、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。100～103ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費では、妊婦健康診査委託料など母子保健の充実のために、1842万6000円を、また、在宅当番医制事業負担金など地域医療の充実のために、612万7000円を計上し

ました。また、妊娠を望む親の応援としまして、不妊治療費助成金225万円を計上しております。2目予防費に子どもから高齢者までの各種予防接種委託料を計上しましたが、子どもの数が減少していることから減額計上しております。104～107ページをお願いします。3目健康増進事業費の主なものは、報酬174万6000円、がん健診委託料2146万円となっています。108～109ページをお願いします。7目保健センター管理費につきましては、前年度とほぼ同額の計上としております。以上で、町民健康課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（篠原 浩君） 議案第20号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。82～85ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費中、福祉課関係の主なものは、福祉部門の拠点としての総合福祉センターの整備計画作成のための委託料972万円と、19節負担金補助及び交付金3339万4000円の内、社会福祉協議会補助金2276万3000円、民生委員協議会補助金413万円、生活困窮者支援のための共助の基盤づくり事業補助金（コミュニティソーシャルワーカー設置）544万9000円です。次に86～89ページをお願いします。同3目老人福祉費は、1億6647万7000円で前年度比10.6%の増であります。主なものは、20節扶助費1億4334万円の内、老人ホーム入所措置費1億3974万円です。同4目介護保険費は、2億4330万3000円で前年度比11.5%増、介護保険特別会計への繰出金の計上です。同5目障害福祉費は5億5608万9000円で前年度比10.5%の増であります。主なものは20節扶助費5億4309万8000円の内、障害福祉サービス費3億9306万8000円、療養介護医療費1263万6000円、自立支援医療費2590万円、重度障害者医療費助成に3660万円、障害児施設給付費4066万円です。90～93ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費中主なものは、19節負担金補助及び交付金688万2000円の内、延長保育促進事業に244万8000円、一時預かり事業に441万9000円です。同2目児童措置費は、7億1305万5000円で前年度比4.7%の減で、町内・町外の私立保育園に対する委託料3億8520万円、20節扶助費の児童手当2億8201万5000円、施設型給付を受ける幼稚園の扶助費4584万円です。同3目保育所費は2億6648万6000円で、主なものは94～97ページをお願いします。中央保育所と番野地保育所の一般職非常勤職員の報酬17名分に3162万円、中央保育所と番野地保育所の臨時職員6名分、予備の臨時職員2名（60日分）と調理業務の技術補助の臨時職員1名分の賃金に1418万3000円、11節需用費2766万6000円中、賄材料費に1841万6000円、番野地保育所の耐震鉄骨工事に300万円、中央保育所の備品購入費に240万円が主なものであります。96～97ページをお願いします。同4目、母子福祉費は6282万9000円の計上で前年度比4.1%の増であります。主なものは20節扶助費5940万円で、子ども医療費助成に4980万円、ひとり親家庭医療費助成に960万円です。以上で、福祉課関連の補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○環境水道課長（大山 幸男君） 議案第20号の環境水道課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。106～107ページをお願いします。4款1項4目環境衛生費922万3000円のうち、主なものは、西都児湯環境整備事務組合斎場分の負担金894万円です。5目公害対策費173万2000円は、町内河川水等23カ所、口蹄疫及び鳥インフルエンザ埋却地周辺井戸75カ所の水質検査手数料126万5000円が主なものです。108～109ページをお願いします。6目生活排水対策費526万円は、19節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金で15基分522万6000円が主なものです。4款2項1目塵芥処理費2億4190万8000円は、13節委託料4350万7000円のうち、主なものは、塵芥収集業務委託料3102万4000円、ごみ袋作成・交付管理委託料1157万7000円です。19節負担金補助及び交付金1億6479万5000円は、西都児湯環境整備事務組合負担金です。2目し尿処理費4976万円は、19節負担金補助及び交付金で、川南都農衛生組合負担金です。以上で、環境水道課関係の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第20号農地課及び農業委員会関係につきましてその補足説明を申し上げます。112～115ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費4608万9000円の内主なものは、委員報酬及び職員給料等の運営事業費が3844万2000円。農地の効率的な利用を目的とした566万8000円は、農地中間管理事業を推進支援するための経費や耕作放棄地解消事業を目的とした、農地相談員等の事務補助賃金及び農地地図情報整備委託料等であります。116～117ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費、多面的機能支払事業交付金2800万円は、国の農業振興政策として、平成26年度より新たに創設された事業であります。農業の多面的機能の維持や発揮のため、水路農道等の管理活動や農村の環境保全などの営農共同活動に対して支援していくものであります。平成27年度より事業主体が市町村となりましたが、実質的な町の負担は25%のまま変わりません。交付団体としましては、前年度より2組織増えまして20組織を予定しています。120～121ページをお願いいたします。6款1項7目農地費、農地管理事業修繕料80万円は、農地保全用排水路農道の修繕料であります。122～123ページをお願いいたします。同じく7目15節、工事請負費1760万円は、川南原土地改良区内の支線用水路補修工事孫谷甘付地区、延長800m及び、新茶屋溜池改修工事、取水施設の改修を行うものであります。下段の補助金700万円は、国営高鍋川南地区で整備した造成施設を管理する川南原土地改良区に対して、多面的機能の強化支援として、国の補助事業を活用して補助するものであります。同じく尾鈴土地改良区連合支援費補助金925万円も、国営尾鈴地区で整備した造成施設を管理する尾鈴土地改良区連合に対して、多面的機能の強化支援として、国の補助事業を活用して補助するものであります。124～125ページをお願いいたします。6款1項10目国営土地改良事業費1億5269万5000円の内、主な

ものは、県営尾鈴北第2地区事業負担金1830万円、染ヶ岡・鬼ヶ久保地区661万8000円、通山・坂の上地区4575万円、尾鈴北第3地区915万円、大内原地区5032万5000円、西光原・国光原地区549万円であります。それぞれ国営関連県営事業費の18.3%の町負担分であります。尾鈴土地改良区運営費補助金1551万5000円は、国営尾鈴土地改良事業及び関連県営事業で整備した施設を管理する尾鈴土地改良区運営費補助金であります。182～183ページをお願いいたします。11款1項1目農業用施設災害復旧費101万5000円は、測量委託料100万円を見込み計上させていただき、該当する事案が発生した場合は、補正予算にて提案させていただきます。以上で、農地課関係の説明を終わります。

○産業推進課長（山本 博君） 議案第20号産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。116～117ページをお願いします。6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金7779万8000円中、青年就農給付金1500万円は、国の制度を活用し農業技術及び経営ノウハウの取得のため研修に専念する就農希望者を支援するものです。10人分を予定しています。118～121ページをお願いします。6款1項4目農業後継者対策費19節負担金補助及び交付金647万円中、担い手確保補助金600万円は、国の青年就農給付金制度に該当しない新規の農業後継者に対し支援するものです。12人分を予定しています。6款1項5目園芸振興費19節負担金補助及び交付金3323万9000円中、施設園芸用ハウス設置整備事業費補助金3000万円は、新設や老朽化しているビニールハウスの施設更新のための予算を計上しています。15件分です。6款1項6目畜産業費15節工事請負費700万円は、埋却地再生工事5ヶ所分を計上しました。126～127ページをお願いします。6款2項2目林業振興費13節委託料1981万1000円中、森林環境保全直接支払事業委託料1635万1000円は、国の事業を活用し皆伐、植栽及び下刈を委託するためのものです。16h a 予定しています。128～129ページをお願いします。6款3項2目漁港整備費19節負担金補助及び交付金1948万3000円中、防犯カメラ設置補助金466万7000円は、通浜漁港構内の防犯監視用としてカメラの設置13基分の予算を計上しています。水産流通基盤整備事業負担金1400万円は、国が行う通浜漁港の港湾整備に伴う町の義務負担1割分を予算計上しています。130～133ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金2165万円中、商店街トイレ設置補助金1150万円は、トロンパーク内に設置しているトイレの建替費用分として予算計上しました。7款1項3目13節委託料1483万6000円中、地域活性化拠点施設整備検討業務委託料992万6000円は、川南パーキングに隣接する町有地の施設整備の基本設計の予算を計上しています。国のモデル事業の認定を受け、町有地とパーキングの接続について協議中のため、その結果を基に基本設計を策定することにしてあります。以上で、産業推進課関係の補足説明を終わります。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 議案第20号の建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。138～141ページをお願いします。8款2項1目道路橋りょう総務費13節委託料400万円は、町道の道路台帳整備、延長が5,000m分の委託料でございます。2目道路維持費

13節委託料1370万円のうち主なものは、幹線町道の草刈り及び町道補修業務の町道維持管理業務委託料1000万円と法定外河川の土砂除去の委託料300万円でございます。15節工事請負費2830万円のうち主なものは、中里・野田原線舗装打換え工事L=210m、竹浜・北唐瀬線舗装打換え工事L=605m、区画線、ガードレール等の交通安全施設工事費でございます。

3目道路新設改良費13節委託料4691万円のうち主なものは、中里・野田原線L=400mほか2路線分の用地測量業務委託、橋梁長寿命化修繕計画策定のための橋梁点検委託N=47橋分の委託料でございます。15節工事請負費1億550万円のうち主なものは、塩付・大久保線道路改良工事L=200m、鬼ヶ久保・十文字線道路改良工事L=140m、塩付・長岡線舗装打換え工事L=800m、浪掛下橋補修工事L=20mでございます。142～147ページをお願いします。3項2目公共交通費13節委託料1610万6000円は、川南駅乗車券類発売業務委託他2件分の委託料387万7000円、トロンバス運行委託料他2件分の委託料1222万9000円でございます。4項1目住宅管理費11節需用費1257万3000円のうち主なものは、町営住宅維持管理修繕料の1200万円でございます。15節工事請負費633万1000円のうち主なものは、番野地住宅倉庫改修工事48戸分の600万円でございます。19節負担金補助及び交付金171万8000円のうち主なものは、木造住宅耐震改修工事に伴う耐震設計及び耐震改修に補助する木造住宅耐震化リフォーム支援事業補助金各2軒分でございます。以上で、建設課関係の補足説明を終わります。

○教育課長（大塚 祥一君） 議案第20号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。158～159ページをお願いします。10款2項1目学校管理費の15節工事請負費1180万円は、東小学校図書室・保健室空調工事、通山小・川南小・東小・山本小学校プール改修工事、多賀小学校校内放送機器更新工事及び通山小・川南小・東小学校屋内運動場洋式トイレ工事です。162～163ページをお願いします。10款3項1目学校管理費の14節使用料及び賃借料中166万7000円は、国光原中学校屋内運動場LED照明賃借料です。債務負担行為1833万3000円と合わせまして10年間で2000万円を計上しています。176～177ページをお願いします。10款5項2目保健体育施設費の15節工事請負費915万円の主なものは、運動公園内施設塗装工事、野球場整備工事及び弓道場横テント設置工事です。以上で、教育課関係の補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 議案第30号につきまして、その補足説明を申し上げます。3～4ページをお願いします。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の実施計画です。詳細につきましては18ページ以降で御説明いたします。5ページをお願いします。このキャッシュ・フロー計算書は、実際のお金の流れで企業の実態を表す財務表です。6ページから8ページにつきましては、関係職員の給与費明細書です。9ページをお願いします。この損益計算書は、平成29年3月末までの公営企業経営成績を表したもので、平成28年度末の純利益は3034万4000円の見込みです。10ページから15ページまでは、平成28年度及び平成29年度

の予定貸借対照表です。それぞれ、各年度末における全ての資産、負債及び資本を表しているものです。16ページから17ページは、平成28年度及び平成29年度の注記表です。18ページをお願いします。収益的収入の明細書です。水道事業収益を前年度と比較しますと、金額で1020万5000円、率にして2.8%の増となります。19ページをお願いします。21ページまでは、収益的支出の明細書です。水道事業費用を前年度と比較しますと、金額で545万7000円、率にして1.5%の減となります。各節の項目に多少の増減がありますが、管理運営にかかる必要経費を積み上げたものです。22ページをお願いします。資本的収入及び支出の明細書です。資本的収入につきましては、当初予算の時点で計画された負担金を伴う事業が予定されていないため、2,000円を計上しています。資本的支出につきましては、1款1項2目設備工事費では、耐震性の低い石綿管更新工事、老朽配水管布設替工事及び第4水源地旧井戸改修工事等に2億2998万2000円を計上いたしました。資本的支出総額を前年度と比較しますと、金額にして4285万9000円、率にして18.3%の増となりました。以上で、議案第30号に関する補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第37、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 諮問第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この諮問案は、人権擁護委員の平田順一氏が3月31日をもって任期満了となりますが、人権擁護委員として再度推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。平田氏は、平成23年4月1日に人権擁護委員として就任され、今日まで人権啓発、人権相談などの活動に精力的に御尽力いただいております。人格、識見ともに優れており、法務大臣に人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり適任と考えますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時22分散会